

「但馬信用金庫投信取引約款」新旧対照表

(アンダーラインは改定箇所)

改 定 後	改 定 前
<p>但馬信用金庫投信取引約款</p> <p>第 1 章 投信取引</p> <p>第 6 章 雑 則</p>	<p>但馬信用金庫投信取引約款</p> <p>第 1 章 投信取引</p> <p>第 6 章 雑 則</p>
<p><省略></p> <p><省略></p> <p>5 5. (契約の解約)</p> <p><省略></p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。なお、この契約の解除により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p><省略></p> <p>② お客様が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>イ. 暴力的な要求行為</p> <p>ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p><u>ニ. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為</u></p> <p><u>ホ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>ヘ. その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><省略></p> <p>6 2. (その他)</p> <p>この約款による取引等に際しての種々の手続その他当金庫の定める事項は、取扱店の店頭にて備え置いてお客様にお知らせいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年6月13日改定)</u></p>	<p><省略></p> <p><省略></p> <p>5 5. (契約の解約)</p> <p><省略></p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。なお、この契約の解除により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p><省略></p> <p>② お客様が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>イ. 暴力的な要求行為</p> <p>ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p><u><追加></u></p> <p><u>ニ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>ホ. その他イ. からニ. に準ずる行為</u></p> <p><省略></p> <p>6 2. (その他)</p> <p>この約款による取引等に際しての種々の手続その他当金庫の定める事項は、取扱店の店頭にて備え置いてお客様にお知らせいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2021年4月改定)</u></p>